



横浜の夜景



西丹沢の桂ヶ丸



江ノ島の夕日



鎌倉 報国寺



芦ノ湖

年次有給休暇を 活用して神奈川県の 魅力に触れよう

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



城ヶ島の馬の背洞門



江ノ電



●お問合せ

神奈川労働局雇用環境・均等部 ☎ 045-211-7357



厚生労働省 | 神奈川労働局 | 労働基準監督署
◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇を活用して 新しい暮らしを始めませんか！

Point
1

日々の疲れをリフレッシュ！



箱根湯本



猿島

Point
2

旬の味覚を満喫



生しらす丼



湘南ゴールド

Point
3

季節のイベントを楽しむ



大山寺本堂前石段参道



正月の川崎大師

Point
4

歴史や文化に触れる



小田原城



鶴岡八幡宮

年次有給休暇を取得し リフレッシュしましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者的心身の疲労を回復させ、仕事と生活の調和の実現にも資すると考えられています。年次有給休暇を取得することにより、私生活の充実や仕事へのモチベーションアップ、生産性の向上、優秀な人材の確保などが期待できることから、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

①日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

②活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることになりました。